

協働ハンドブック2008

協働って何だろう？
市民活動団体と行政の協働事例

上越市

もくじ

1. はじめに「協働の基本理念」を学びましょう3p

1-1 協働の定義とは何でしょう？

1-2 協働の意義とは何でしょう？

1-3 協働事業の基本原則とは何でしょう？

2. 3つの事例から協働をイメージ7p

事例1 NPO法人 かみえちご山里ファン倶楽部

— 「水源の森」啓発パンフレット作成事業 —

事例2 NPO 法人 くびき野 NPO サポートセンター

— 上越市ボランティア活動支援事業 —

事例3 NPO法人 上越地域学校教育支援センター

— 特別な支援を必要とする子どもたちを育む環境づくり事業 —

協働の可能性を含む事業類型と関係性

3. 協働の条例や条項14p

上越市自治基本条例（抜粋）

委託契約条項(協働版)（抜粋）

発行趣旨

上越市では平成 15 年 8 月に初めて「上越市市民と行政の協働に関する市民委員会」が設置され、「協働」をキーワードにした話し合いが始まりました。翌年 3 月に同委員会により作成された「市民と行政との協働に関する報告書」では「協働の原則」や「取り組むべき具体策」が示され、その後、有志による市民協働委員会・NPO・住民組織と行政による根気強い話し合いと作業が継続された結果、平成 18 年 8 月には「委託契約条項(協働版)」が、平成 19 年 1 月には「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」がまとめられました。また多くの市民が参画し素案作りに関わった上越市自治基本条例(平成20年4月施行)では、「市民参画、協働等」の条項が盛り込まれました。

そこでこれを機に、協働に関する一連の作業を、今後取り組まれる協働事業の参考となるように「協働ハンドブック2008」としてまとめました。

「協働」の関係づくりには市民・NPO と行政、双方の信頼関係や的確な役割分担、評価、改善が必要です。「協働」の概念も手法も未だ定まっておらず、先駆的に取り組む現場では試行錯誤が繰り返されています。このハンドブックが活用され、よりよい協働の事例が積み重ねられ、本誌自体に更なる改善が加えられることを願います。

平成20年3月

上越市

今なぜ協働なのか・・・

今なぜ公共のあり方を考えるうえで「協働」が盛んにいわれるのでしょうか。それは、地域運営の仕組みが時代に合わなくなってきたからです。これまで、私たちの生活が高度になるにつれ、経済成長を背景に公共サービスも拡大し、行政機構は肥大化してきました。しかし、それも限界にきています。ますます多様で複雑になっている公共ニーズを、これまでのように行政に委ね続けることは困難です。一方で、多様な形で市民活動が広がり、その活力がよりよい形で公共にいかされる、真の意味での「協働」が望まれています。しかし、一言で「協働」といっても、受け取り方は人それぞれなのが実情です。そのため、個々の現場で混乱が生じ、相互不信を招いているケースも少なくありません。そこでこの検討会で「協働」の定義や意義を議論しました。この検討成果が活かされ、互いの自主性に基づく適切な関係のもと、市民活動団体と行政が共に公共を支えあう地域社会が形成されることを願います。

「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」(平成19年1月)より

1. はじめに「協働の基本理念」を学びましょう

1-1 協働の定義とは何でしょう？

上越市では自治基本条例で協働の定義を「市民、市議会及び市長等が果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう」(第2条)と定めています。

ここでは、市民活動団体と行政の関係から、「協働」を下記のように定義します

市民活動団体と行政が、共通の社会的な目的を果たすために、それぞれの主体性に基づき、お互いの立場や特性を認識し尊重しながら、対等の立場で協力して共に働くことを言います

(平成19年1月「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」より)

つまり…

言葉そのものの意味から「協力して共に働く」とこと端的に解釈しがちですが、「協働」は双方の関係のあり方まで含めた意味合いの深い言葉です。

協働は、相手の立場や行動原理といった特性の違いを理解し、お互いに尊重し合うことから始まります。行政との協働は、主に町内会や住民組織、NPOをはじめとした団体の単位で協働することが想定されますが、市民活動団体は行政を補完する立場ではなく、対等なパートナーとして連携するもので、市民活動団体は自らの行動原理に沿い、自律性や自立性を保ちながら協働する姿勢が重要となります。

また、協働が可能だからといって、独自に実施したほうが望ましい場合についてまで協働することは誤りです。

協働は、それぞれが単独で行うよりも、協力して取り組んだ方がより上手いくと考えられる場合に、共通の課題と目的のもと連携して、お互いの持ち味を十分に活かせる方法を共に企画立案し、役割と責任を明確にしたうえで実践していくものです。

協働事業とは…協働の基本原則に基づいて実施する事業をいいます。

市民活動団体とは…

ここでは、行政との協働が想定される団体とします。具体的には、町内会や住民組織、NPO法人、ボランティア団体、その他の市民団体(政治活動や宗教活動を目的とする団体や暴力団を除く)、営利団体(いわゆる「企業市民」としてボランティア等の非営利活動を行う場合)などです。

1-2 協働の意義とは何でしょう？

(1) 公共ニーズへの的確かつ柔軟な対応

協働というと、ともすれば市民活動団体と行政の間の、より良い関係をいかに構築するかという点に目を奪われがちです。しかし、協働は双方が協力して取り組むほうがより上手く実施でき、別々に行うよりも大きな成果を上げられるから行うものです。

① 公共サービスの質の向上

市民活動団体と行政各々の特性や資源を適切に組み合わせ、得意とするところをいかしあうことにより相乗効果が生まれます。

② きめ細やかなニーズ把握と効率的な課題解決

必要なサービスを必要な量だけ提供することが求められる場合、町内会や住民組織の地域性、NPO 法人の専門性・柔軟性が特性を發揮します。

(2) これからの時代に対応した地域社会の創造

価値観の多様化や少子化・高齢化の進展、地域の自立が強く求められている社会背景から、これらに対応した新しい公共のあり方を構築していかなければなりません。市民活動団体と行政との協働は、共に公共を担うだけでなく、多様な価値観を認め合い、豊かで活力ある地域社会の創造につながります。

① 自立型地域社会の構築

- ・市民活動団体が自らの選択、責任をもち、公共の分野において役割を担う
- ・自発的に地域課題の解決に関わる
- ・地域の課題について市民が自ら生きがいを持って解決に取り組む

② 市民の意欲が地域に活かされる機会の拡大

- ・市との協働は、団体独自の活動を発展させる契機
- ・活動運営や参加によって、地域づくりを担う主体となれる
- ・市民の専門性や行動力が地域に活かされる
- ・自身の地域社会における居場所の確立や自己実現

1-3 協働事業の基本原則とは何でしょう？

これまでの頼む・受けるといった関係から一歩進めて、対等の関係で事業をすすめ、より効果をあげるために、双方が最低限配慮すべき事項です。

この基本原則に基づいて実施される事業を「協働事業」といいます。

1	課題と目的の共有	協働事業実施に当たっての課題認識と目的を共有すること 協働事業に取り組む場合は、市民活動団体の活動の背景となる課題を、行政も同様に課題であると認識し協力して対応することが必要です
2	相互理解の促進	互いの行動原理や組織特性を理解し、打合せや情報交換を綿密に行うことで、相互理解を図ること
3	対等な関係の構築	互いの主体性・自主性を尊重し対等な関係を構築すること 行政と協働する場合、行政の実施方法にあてはめて事業を執り行うこととなりますが、委託という形態でも、協働である場合は対等の立場で取り組む必要があります
4	役割と責任の明確化	互いの役割分担と責任分担を明確にし、事業の適正な実施を図ること 協働する場合それぞれの役割と責任を明確にする必要があります
5	実施期限の設定	協働事業を通じた相互の依存関係とならないよう、あらかじめ期限を定めて実施すること
6	プロセスの共有	協働事業の企画立案、実施、評価に至る一連のプロセスを共有すること
7	評価に基づく改善	協働事業の振り返りを通じて互いに課題と成果を検証し、協働事業の改善につなげること
8	公平性・公正性の確保	市民活動団体にとって、協働する機会が平等に開かれており、その協働関係の成立に当たっては公平・公正を旨とし、広く市民の理解を得られるものであること
9	透明性の確保	協働事業の決定や評価に関する情報を広く市民に提供するなど、協働事業に関する情報の透明性を確保すること

*この9項目は、平成19年1月に「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」としてNPO法人、住民組織、市民協働委員会の代表と市職員による検討会でまとめられました。また、平成16年3月に「市民と行政との協働に関する市民委員会」が提出した「市民と行政との協働に関する報告書／第4章協働を前進させるための原則」を参考にしています。

では具体的に3つの事例から協働をイメージしましょう

事例1 団体から提案し、行政の協力を得て効果をあげた事例

— 「水源の森」啓発パンフレット作成事業 —

NPO法人 かみえちご山里ファン倶楽部の場合・・・

【活動紹介】

かみえちご山里ファン倶楽部は、平成13年に設立されました。豊かな自然と人々の暮らしに育まれた上越市の西部中山間地域(桑取、谷浜、中ノ俣、正善寺の各地区)を中心として、里山・里海の地域振興(まちづくり)、環境保全、文化・芸能の継承・育成などに取り組んでいます。

主な活動として、くわどり市民の森や地球環境学校の管理運営(受託事業)の他、地域活動の支援(西横山小正月行事など)、地域資源調査・記録(地域技術伝承調査など)、地域資源事業(子ども向け各種体験事業、棚田学校、菜園学校、ことこ

と村づくり学校(古民家改修)、わら細工教室、夢に出てくる盆踊りなど)を行っています。また、インターン生の受け入れや生活技術の講座など、地域と外の人々をつなぐ事業も展開しています。



雨が降るブナ林を見上げる子どもたち

専務理事 関原剛さんに話を聞きました。



上越市くわどり市民の森の一部は、上越市の水道水源保護地域に指定されている「水源の森」です。小学校では4年生で森や水についての総合学習を行うことが多く、市民の森にもたくさんの児童が訪れます。そのときに、森の働きや水の循環、そして生活との関わりについてわかりやすく説明して、より多くの人に森や水の大切さを知ってもらいたいと考え、この啓発パンフレットをつくろうと思いました。上越市ガス水道局に、企画・提案をしたところ、編集・印刷にかかる費用負担と普及啓発について、ご協力いただけることになりました。

経緯

啓発パンフレット「ぼたりのじょうえつ水・奇跡の旅」。このパンフレットは、小学校4年生向けに作成しました。一粒の雨・ぼたりんが木の葉っぱの上に落ちたところから話は始まり、水と森とのつながりをイラストで表現しました。飲み水などのより身近な水から、大きく世界を巡る水の話までを盛り込み、行政から水量に関するデータの提供を受け、数値的にも具体性のある内容となりました。

平成17年6月、パンフレットができあがり、上越市ガス水道局が上越地域の小学校4年生全員に毎年配布しています。

その後

小学校では、総合学習における事前・事後学習にこのパンフレットが活用されているようです。授業の一環で市民の森を訪れた時にも、このパンフレットを利用して説明し、単に森を眺めるだけでなく、見えない森の働きや水の循環について、より深く理解できていると思います。

小学生向けのこのパンフレットが好評だったので、「中学生や大人向けのパンフレットもつくってはどうか」と、今度は、ガス水道局よりお話をいただきました。植林などの森を守る活動も重要ですが、このような普及啓発活動の重要性も認めてもらえたことを、うれしく思いました。平成17年度には、より詳細なデータを追加した「大人版・じょうえつ水・奇跡の旅」を編集し、平成18年度から中学校への配布が行われています。市民の森を訪れる方々にも配布し、この森が「水源の森」であるということをPRする良い資料になっています。



話を聞いて...

NPOの企画・提案に対し、行政側ができることを提示し、お互いの役割分担を明確にした上で事業が進んだようです。どちらが上でも下でもなく、目指すところは「市民への水・森の普及啓発」であり、その一点において、どちら側にもメリットが生まれました。市民にとっては、行政が発行するもの、という信頼感があり、一方で、NPOが編集したことにより、市民の目線から見た(市民が知りたい情報を盛り込んだ)、わかりやすい啓発パンフレットとなりました。

事例2 既存の受委託事業を、双方の話し合いにより見直し、

時限を定めて方向転換

— 上越市ボランティア活動支援事業 —

NPO 法人 くびき野 NPO サポートセンターの場合・・・

【活動紹介】

市民の間には、今までのように単にサービスの受け手ではなく、進んで社会の担い手になっていきたいという自覚と責任感を持った団体(NPO)が増えています。そのようなNPOの活動がこれからの「まちづくり」に最も大切なことと考え、「みんなのまちは、みんなでつくろう」を合言葉に、NPO同士の情報交換や連携、そしてNPO法人設立の支援を2本柱に、活動を行っています。

上越タイムス「NPO PRESS」の編集やフォーラム、さまざまな講座企画などによる市民活動の普及・啓発をしています。



NPO PRESS 取材・編集



事務局長 重嶋友子さんに話を聞きました。

市民プラザ内に設置されている上越市 NPO・ボランティアセンターは開設当時、市職員が担当していました。しかし、NPO 関連の質問が多く寄せられ、対応に困るようになりました。また、ボランティアに関しても、提供できる情報は少量でした。こうしたことから、平成 15 年からは、くびき野 NPO サポートセンターが委託を受け、NPO相談や人材バンクの運用を行なうことになりました。その後、NPO活動の活発化とともに市民のボランティア活動の機運が高まり、上越市NPO・ボランティアセンターがもつ情報では、ボランティア希望者のニーズとのマッチングが困難な場合が生じてきました。

そこで平成 18 年度から、それまでの「NPO 育成支援事業」を「ボランティア活動支援事業」に改め、くびき野NPOサポートセンターからの提案により、協働事業として、団体や施設の「ボランティアがほしい」要望を調査し、市民の「ボランティアしたい」という要望に、タイムリーに応じられるしくみをつくることになりました。

経緯

ボランティア活動支援事業の内容は、上越市内でのボランティアニーズ調査を行い、得た情報をもとに、これまで以上に積極的なボランティアコーディネートを行うことでした。訪問調査では、くびき野 NPO サポートセンターが独自で訪ね歩いた場合よりも、行政との協働事業であるということが信頼性につながり、これまで関わりが少なかった福祉施設とのつながりを持つことができました。また、ニーズ調査によってボランティア情報も増え、コーディネートの際、ボランティア希望者に対し、たくさんの情報を提供できるようになりました。2 年目以降は、電話での聞き取り調査を継続し、内容の確認と新たなニーズの掘り起こしを行っています。

ボランティア情報は、NPO・ボランティアセンターに掲示するとともに、ニュースレターや上越タイムス NPOPRESS のインフォメーションコーナーでも随時掲載され、市民からの問い合わせも増加しました。

将来的には、NPO やボランティアは市民の自発的な行動であることから、ボランティアコーディネートは民間の主体的な運営に移行することを視野に入れ、検討を始めています。

協働の成果

さまざまな施設へのニーズ調査がきっかけとなり、今ではNPO・ボランティアセンターに訪れてボランティア募集情報を届けてくれる団体や施設が増えました。市民は200以上の情報から自分の希望にあったボランティアの活動を選べるようになり、市民のまちづくりや自発的な活動を応援する一助になっています。

* ボランティアコーディネート件数の推移

平成 15 年	75 件
平成 16 年	159 件
平成 17 年	85 件
平成 18 年	247 件



NPO・ボランティアセンターの様子

話を聞いて...

契約の更新にあたって何度も話し合いを重ね、事業内容の改善を団体側から提案したり、現在の受委託事業の一部を3年という期限を設けて民間に移行していくなど、市民の視点で事業の見直しが進められていることを感じました。

事例3 行政だけでは対応が困難な緊急課題に対して、

団体がフットワークを活かして協力

— 特別な支援を必要とする子どもたちを育む環境づくり事業 —

NPO法人 上越地域学校教育支援センターの場合・・・

【活動紹介】

地域の子どもたちを地域の力で育てることの大切さが認識されてきた今、全ての教育活動を通して、一人ひとりに即した生きる力を育むことや仲間と連携・協力して活動できる地域社会の構成員としての資質を育成することなどが、強く求められています。

上越地域学校教育支援センターは、地域の学校教育機関に対して、その教育活動の充実を補助するため各種学習情報の提供やボランティアの派遣など、ネットワークやノウハウをいかした支援活動に取り組んでいます。



学校でのPTC活動 親子でダンス



常務理事 曾田耕一さんに話を聞きました。

平成16年秋、上越市内のある小学校の児童数名が「化学物質過敏症」を発症しました。学校で独自に解決する努力をしましたが、化学物質過敏症の対処法等に困っていました。そんな話が上越地域学校教育支援センターに持ち込まれました。

経緯

同センターは、直ちに上越地域の関係機関（市教育委員会・大学など）に相談を投げかけ、センターを事務局として委員会を設置し、教育委員会、企業、学校関係者を委員として問題に対する調査を始めました。

様々な調査や話し合いの結果、当面の対処を行った後、県及び市教育委員会などと連携・協力することで全国でも稀な発症した児童を対象にした特別支援学級を設置し、対応する教員を一人配置することができました。また、市教育委員会の指導によって、学校内で使われる芳香剤や床ワックスが撤去され、手洗い石鹸なども化学物質を飛散しないものへと変更されました。



化学物質についてのミーティング

協働の感想

地域全体で動き取り組んだことで、保護者に安心してもらうことができました。また、関係者がこの問題を前向きに考えるようになりました。金銭面でももう少し余裕があれば、もっと早くに対処ができたと思われませんが、むしろ余裕が無かったことで、全体がまとまって良い知恵を搾り出せたのだと思います。

話を聞いて・・・

上越地域学校教育支援センターが窓口となって迅速に動くことで保護者の方への安心感を生みながら、教育委員会が時間的な余裕を持って保護者の要求を具現化する、という形の協働。行政が当初計画していない事業を実施するためには、例えば年度途中の議会に補正予算を計上するなどの措置が必要ですが、本事業では、上越地域学校教育支援センターが中心となったため、速やかな対応ができた例です。

協働の可能性を含む事業類型と関係性

団体と行政が協力して行う事業を分類しました。この類型で行われている事業は数多く存在しますが「協働事業」とみなすには、基本原則に沿った双方の話し合い、見直しが必要です。

類型	事業主体	市が支出する資金の性質	成果の帰属	・関係書類 * 関係する規則、要綱 詳しくは上越市 HP 参照	双方の立場	
					市	市民活動団体
共催	双方	事業執行に必要な諸経費の内、市負担分を市が直接支払	役割分担に応じて双方	・共催承認通知書 (承認条件) * 事業共催及び後援に関する要綱	承認者	申請者
補助	市民活動団体	補助金 奨励を意図した反対給付を受けない給付金	市民活動団体	・交付決定通知書 (交付条件) * 補助金交付規則	決定者	申請者
委託 (協働委託)	市	委託料 業務に対する対価	市(原則として)	・業務委託契約書 (委託契約条項・仕様書)	契約の当事者 (委託者)	契約の当事者 (受託者)
実行委員会・協議会等	実行委員会、協議会等	交付金 市が意図する業務を他の主体が実施する際に成果の達成を目的に支出する交付金 (市が参加していない場合)	実行委員会、協議会等	* 設置要綱 * 規約	当事者	当事者
		負担金 市の一定の責任に応じた反対給付を受け付けられない給付金 (市が参加している場合)				
		業務執行に必要な諸経費を市が直接支払				

* 市の施設の管理業務委託や指定管理者などのうち、完全に仕事としてお金の関係で成り立っているもの、又は公園管理のように、行政からの依頼を受け受諾するものは、市民と行政との協力関係ではありますが、市民側からの発意によるものでもないことから、多くの場合、協働事業とは言いません。

3. 協働の条例や条項

上越市自治基本条例

(抜粋)

*この条例は、「みんなで創る自治基本条例市民会議」の提言を受け、上越市が案をまとめ、市民・市議会・市長の三者の協働による成果として、平成20年3月議会で成立しました。

■条例のポイント

第7章では、自主自立のまちづくりの実現に欠かすことができない市民参画の制度の整備について定めると共に、協働の在り方などを明らかにしています

◆市民参画と協働の推進

市民参画の機会の保障、制度の整備、制度の周知や市民の意識の向上、さらには市民・市議会・市長等がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくことを明らかにしています。また、住民自治の基礎単位であるコミュニティと市民、市議会及び市長等とのかわりについて明らかにしています。(第33条～第35条)

◆自治を担う人材の育成

自治とコミュニティ活動の発展を担う人材の育成について定めています。(第36条)

第7章 市民参画、協働等

(市民参画)

第34条

市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

(協働)

第35条

市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。

2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方や相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

(コミュニティ)

第36条

市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎と

して、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

(人材育成)

第37条

市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

(多文化共生)

第38条

市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

委託契約条項(協働版)

(抜粋)

*この委託契約条項は、NPO法人によってまとめられ平成18年8月市に提言されたものです。
作成にあたってはNPO法人と市が協力し、「NPOと上越市の協働の委託契約検討会」で検討を行ないました。

(総則)

第1条 委託者と受託者は、この委託業務が背景とする課題を共有し、その課題解決に向け相互理解の下、連携して取り組むものであることを確認する。

2 受託者は、この契約の定めるところにより頭書の委託業務を誠実に履行しなければならない。

【協働の理念に沿った見直し】

「協働」で事業を実施するにあたり、その形態として委託契約制度に則ることの関係性を第1項において位置づけた。

(業務実施報告の義務)

第2条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務報告を行い、委託者の確認を受けなければならない。

(事業の評価)

第3条 委託者と受託者は、前条に規定する完了確認終了の後、速やかにこの委託業務に関する事業評価を協議し、その結果を市民に公表するものとする。

【協働の理念に沿った見直し】

地域の課題解決に向け、どのような事業を行い、どの程度の成果を得たのか、NPOと市で点検・評価し、市民に公開する必要がある。

(関係書類の備え付け)

第4条 受託者は、委託業務の実施に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(委託料の支払方法)

第5条 受託者は、委託業務を実施し、委託者の確認を受けたときは、委託者の指定する方法により委託料を請求するものとする。

2 委託者は、受託者から委託料の請求があったときには、その請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(成果の帰属)

第8条 原則として、委託業務の実施に伴って生じた成果に対する権利は、委託者に帰属する。ただし、仕様書において別に定める場合はこの限りでない。

【より理解しやすい条文とするための見直し】

- ・受委託においては成果の帰属は発注者にある。(原則論)
- ・ただし、現状においても別に仕様書に定めれば受託者に成果の一部を帰属することが可能であり、このことを明確に条文として位置づけた。

(損害賠償)

第9条 受託者は、業務遂行に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の指示その他の委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が損害を賠償するものとする。

2 委託者は、その責めに帰すべき理由により受託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

【協働の理念に沿った見直し】

- ・一般の請負契約においても、発注者に過失責任が発生しないとは言いきれない。仕様書記載条項の錯誤や不適切な指示監督に伴い、市の過失責任が生じる可能性がある。
- ・このような場合において第三者に損害を与えた場合であっても、現行条項では第2項により受託者が責任を負わねばならない。
- ・協働原則の1つとしてある「対等な関係」の視点から、それぞれの過失について賠償責任を負うものと位置づけた。

(委託者の解除権)

第10条 委託者は、受託者が次に掲げる事項に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において受託者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

- (1) 受託者が、正当な理由なくこの契約を履行しないとき。
- (2) 受託者が故意又は重大な過失により、委託者に損害を与えたとき。
- (3) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (4) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託者は委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を期限を定めて受託者に請求することができる。

(受託者の解除権)

第11条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないときは、この契約を解除することができる。この場合において委託者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受託者は業務履行分に相当する委託料を期限を定めて委託者に請求することができる。

【協働の理念に沿った見直し】

- ・民法上の請負契約は相互契約であり、契約の解除や変更については、契約違反による場合を除き、双方の合意によることが前提となる。
- ・一方で、現行の委託者の解除権は、解除事由に該当すると市が認めれば発生するものであり、市の権限が一方的である。
- ・このことから、協働原則の1つである「対等な関係」に基づき、市が認めるのではなく客観的事実として認められる場合とした。

【より理解しやすい条文とするための見直し】

受託者の解除権については、解除事由が市の過失による場合としながらも、正当な業務履行分に対する支払いに係る取扱が明記されておらず、これを請求できると明示した。

(委託業務の変更、中止等)

第12条 委託業務の内容を変更し、委託業務を中止し、又は打ち切りたいときは、委託者と受託者とが協議して決定し処理するものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

【協働の理念に沿った見直し】

- ・民法上の請負行為は相互契約であり、契約違反が無い限り、契約の変更や中止については、双方の合意によることが前提である。一方で、現行条項では、市として必要であれば、委託業務の変更、中止等が可能となっており、市の権限が一方的である。
- ・このことから、協働原則の1つである「対等な関係」に基づき、協働版では双方協議の上処理するとした。

(情報管理)

第13条 受託者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号)の規定に基づき、本業務の実施に関

して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、本業務の経理に関する帳簿その他の書類等を委託者が別に指示する年限保存するものとする。

【より理解しやすい条文とするための見直し】

現行条項の「秘密の保持」についての解釈が難しいとの認識から、これを「情報管理」と位置づけ、条項の具体的解釈の根拠と成り得る関係法令を位置づけるなどの見直しを加えた。

(紛争の解決)

第14条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者とが協議して決定し処理するものとする。

協働ハンドブック2008

発行日：2008年3月

発行：上越市

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025・526・5111

編集：特定非営利活動法人 くびき野NPOサポートセンター

〒943-0823 新潟県上越市高土町1丁目8番7号

TEL 025・522・6639